

入所申請に関するよくあるQ&A

【保育所等利用（調整）申請書について】

Q1 保護者は父と母のどちらを記入したらよいですか。

A1 どちらでも問題ありません。別紙「教育・保育給付認定申請書」の保護者に合わせてください。きょうだいがいる場合は、上のお子さんに合わせてください。

Q2 現在妊娠していますが、申請することはできますか。

A2 妊娠中の方も申請は可能です。ただし、育児休業中の方が労働を理由に保育園を申し込む場合、入所月の月末までに復職することが条件となるため、入所日が産前・産後休業期間中となった場合、復職することができないため、労働を理由に保育園を申し込むことはできません。

【希望施設記入用紙について】

Q3 希望する施設数は何施設までですか。

A3 希望施設数に上限はございません。登園が可能な範囲で希望施設をご記入ください。

Q4 第1希望にして申請すれば、その施設を第2希望にしている人より入りやすくなりますか。

A4 選考は、ご家庭の状況に応じて算定した指数の高い方から順に行います。希望している施設に空きがあるか第1希望の施設から順に確認し、空きがあれば利用内定となりますが、いずれにも空きがなければ利用保留になり、次の方の選考に移ります。第1希望にしたら、ほかの方の第2希望より優先されることはありませんので、希望順は行きたい順番で希望順位をご記入ください。

【入所に関する確認票について】

Q5 親族に子どもを預けて仕事をしているが、現在の保育状況はどれを選択したらよいのか。

A5 預けていない時間は保育をしているため、「父・母が仕事と並行して保育している」を選択してください。

Q6 育児休業の延長による指数の減算は希望していません。「育児休業の延長を希望するが指数の減算は希望しない」と「復職を希望する」の選択肢の違いは何ですか。

A6 育児休業の延長を希望している方がどのくらいいるのかを統計として収集するための選択肢が分かれております。選考においてはどちらを選択しても変わりはありません。

Q7 保育園に在園しているきょうだいがいますが、下の子を申請する場合は兄弟姉妹が同時に申請する場合に該当しますか。

A7 新規で保育園に申し込むきょうだいがいない場合は、「兄弟姉妹が同時に申請する」は該当しません。また、既に在園しているきょうだいの別の保育園への転所申請と下の子の新規申請もきょうだい同時の申請になりません。詳細はご案内冊子42ページをご確認ください。

Q8 きょうだいを同時に申請しますが、同時同所と同時希望はなにが違うのですか。

A8 条件による利用内定及び利用保留は次の表のとおりとなります。詳細は、ご案内冊子42ページをご確認ください。

	内定	保留
同時同所	きょうだいと同じ入所月で、同じ施設に入所することができる	兄弟全員が同じ施設に入所できない
同時希望	きょうだいと同じ入所月に入所することができる。 (同じ施設でない可能性があります。)	いずれかのきょうだいの希望施設に空きがないまたは、全員の希望施設に空きがない。

Q9 上の子を保育園に預けて、下の子の育児休業を取得しようかと考えていますが、その場合、「一人でも入所できれば入所する」にチェックしたらいいですか。

A9 育児休業中に保育園を申し込む場合は、入所月の末日までに復職する必要があります。下の子が入所できない場合も、上の子が入所した場合は育児休業を満了していただく必要があります。また、「一人でも入所できれば入所する」にチェックを入れる場合は、入所できなかった場合の預け先を記入していただく必要があります。記載がない場合は、保育園の申請ができませんので、同時希望等の条件に変更する必要があります。

Q10 0歳児クラスの際に保育園を申し込んでいますが、選択肢がありません。書き足したらいいですか。

A10 0歳児クラスでの申請実績は利用調整に影響がありませんので記入する必要がありません。

Q11 二世帯住宅で住んでいますが、世帯の同・別や生計の同・別はどのように選べばよいですか。

A11 完全分離の二世帯住宅の場合は別世帯となりますが、同じ住宅で暮らしている場合は、同一世帯となります。また、生活費を一緒にしている場合は、生計も同一となるので、「同」を選択してください。